

水戸市農業委員会だより

令和7年10月発行

第209号

発行所

水戸市農業委員会事務局

水戸市中央1丁目4番1号

☎ 224-1111 (内線 6412)

年4回発行



▲JA水戸有機農業研究会の様子（前列右から3番目が木村岳史隊員）

地域おこし協力隊 木村岳史さんを訪ねて

都市部在住者が、地方に移住して農業や観光業などの地域活動に取り組む「地域おこし協力隊」という制度があります。

今回は、地域おこし協力隊員の木村岳史さんを訪ねました。

東京都で長年スポーツ振興に携わってきた木村さんが農業を目指したのは、第二の人生は自然と関わる生き方をしたいという思いがきっかけでした。趣味は自然の中でのキャンプや野外活動。加えてクライミングやガルテン（滞在型市民農園）で家庭菜園をし、農業改良普及センターなどに相談を重ねるうちに、本気で農業をする覚悟が決まりました。鯉淵学園農業栄養専門学校で農業者になる職業訓練を受けた後、地域おこし協力隊員に採用されました。1年目には、ねぎ農家で活動し、農作業を継続できる体力、天候や環境の変化に対応する力が必要であると再認識したそうです。2年目の現在は、JA水戸有機農業研究会への協力を通して以前から興味があった有機農業の振興にも力を注いでいます。

木村さんは「農業はチームプレイ。団体スポーツで強くなるのと根本は同じだ。」と考えています。農法が違ってもノウハウを共有できることはあるし、新しい情報で慣行農業をよりよくすることもできると地域のつながりに期待しています。

目標は、任期を務めた後、有機農家として就農すること。その第一歩として圃場の確保を目指しています。就農後は、JA水戸有機農業研究会や日本農業実践学園などと連携を図りながら、有機野菜の栽培・収穫体験といった「農と食のワークショップ・親子体験プログラム」を通して、市内の有機野菜の普及に挑戦したいと意気込みを語ってくれました。

目次

- 地域おこし協力隊～木村岳史さんを訪ねて～…（1頁）
- 農地転用には手続が必要です…（2頁）
- 野焼きに注意しましょう…（2頁）
- 稲わら・藁がらは有効活用をご検討ください…（2頁）
- 農地利用意向調査の実施について…（2頁）
- 農業に使用する軽油引取税の免税制度について…（3頁）
- 農地あつせん情報…（3頁）
- 気になる!!「新農業人フェアinいばらき」…（4頁）
- 農業委員会活動報告…（4頁）
- 委員のひとこと…（4頁）

農地転用には手続が必要です

農地転用とは、農地を住宅・店舗・駐車場など農地以外の用途に変更することです。

農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であり、かけがえのない資源です。

農地法では、将来にわたり大切な農地を保全するために、農地転用を規制しており、悪質な違反転用者に対しては、罰則規定（3年以下の懲役又は300万円（法人は1億円）以下の罰金）が設けられています。

農地転用する場合には、下記のように手続が必要です。必ず事前に農業委員会へご相談ください。

都市計画区域区分	手続	受付期間	処理にかかる期間	備考
市街化調整区域	許可	毎月21日から25日 (土・日曜日、祝日を除く)	約4週間	農地の立地・転用目的等によっては許可とならない場合があります。
市街化区域	届出	随時	約1週間	

※ 農地転用申請に係る事前相談は、随時受付けていますので、ご不明な点はお問い合わせください。

《お問合せ先》農業委員会事務局 農地係（☎224-1111 内線6432）

野焼きに注意しましょう

家庭ごみ、剪定枝、刈草などの廃棄物を野外で焼却する、いわゆる「野焼き」は、原則的に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。これに違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）又はその両方が科されることがあります。

農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは罰則の対象の例外ではありますが、煙や悪臭などにより近隣住民に迷惑を及ぼしている場合には、焼却を中止していただくことがありますので、十分注意してください。

《お問合せ先》廃棄物対策課（☎350-8035）

稲わら・籾がらは有効活用をご検討ください

稲わらや籾がらは、土壌改良のためのすき込みや堆肥としての使用、家畜の飼料・敷料のほか、菜園の被覆資材への活用も注目されています。ぜひ有効活用をご検討ください。

農地利用意向調査の実施について

農業委員会では、毎年、農地法の規定に基づき、農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し、耕作放棄地や遊休農地の発生防止に取り組んでおります。また、その調査結果をもとに、遊休農地の所有者等に対し、将来的な農地利用の意向を確認するための「利用意向調査」を実施しております。

利用意向調査書が届いた方は、今後の利用意向（「農地中間管理機構に農地を貸し付けたい」、「耕作を再開したい」、「自ら農地の受け手を探して農地を売りたい」など）を明記の上、必要事項を記入し、提出期限までに回答をお願いいたします。

大切な農地を守るための調査となりますので、ご協力をお願いいたします。

※ この調査と入れ違いで、耕作を再開された場合は、ご容赦ください。

《お問合せ先》

農業委員会事務局農政係

☎224・1111

（内線6421）

農業に使用する軽油引取税の 免税制度について

農業用の機械等を使用する方は、申請により軽油引取税の免税を受けることができます。

【免税の対象となる方】

農業を営む者等

【免税の対象となる機械】

動力耕うん機、トラクター、ブルドーザー、施肥用機械、播種機、脱穀機、籾すり機、麦刈り機、わら加工機械、繊維加工用機械、畜産用機械等々
※道路運送車両法第4条の規定により登録を受け、ナンバープレートを付けている機械は、免税の対象となりません。

【免税軽油の申請手続き】

- (1) 県税事務所へ申請書を提出し、「免税軽油使用者証」・「免税証」の交付を受ける。
 - (2) 販売店で免税証と引換えに、免税証に記載された数量と同じ量の軽油を免税価格で購入する。
 - (3) 県税事務所へ購入した数量及び作業実績等を報告する。
- 【申請に併せて必要な書類】
- ◎ 「免税軽油使用者証」
- (1) 耕作証明書
 - (2) 機械の写真、カタログ又は取扱説明書、販売証明書等

(3) 誓約書

(4) 農業の受委託に関する契約書等（受託者の場合）

(5) 手数料400円等

◎ 「免税証」

(1) 作付面積内訳書

(2) 新規申請以外の場合

・ 免税軽油使用実績書（農業用）
・ 免税軽油の引取り等に係る報告書等

【ご注意ください】

- (1) 免税機械の入替、追加、廃止等、使用者証の記載事項に変更があった場合
 - (2) 使用者証及び免税証の紛失・速やかに県税事務所へ届出る。
 - (3) 使用者証及び免税証の失効・速やかに県税事務所へ返納する。
- ・ 不明の点は、お早めに県税事務所までお問い合わせください。

《お問合せ先》

水戸県税事務所課税第一課

☎ 221・4800

農業委員会事務局調査広報係

☎ 224・1111

(内線6411)

農地あっせん情報

大字	字	台帳地目	面積（a）	希望する契約方法
酒門町	千束	畑	44	売りたい
酒門町	西割	畑	81	売りたい
大場町	小山	畑	45	貸したい
大場町	沢畑	畑	32	貸したい
大場町	前大場	田	33	売りたい
大場町	島	田	67	売りたい
森戸町	新分付	畑	44	貸したい
森戸町	中木免	畑	30	貸したい

※ 価格・賃料は応相談

耕作希望のある方は下記までお問い合わせください。

《お問合せ先》 農業委員会事務局 農政係（☎224-1111 内線6421）

国が支える。安心が大きくなる

担い手 積立年金

【愛称】

農業者年金

訃報

水戸市農業委員会委員 加倉井 幸夫 様（79歳）が、令和7年8月13日にご逝去されました。

謹んでお知らせ申し上げますと共に、ご冥福をお祈り申し上げます。

気になる!! 今月号のテーマ 「新農業人フェア in いばらき」

令和7年7月19日(土)に市内で
「新農業人フェア in いばらき」が開かれました。

茨城で農業を始めたい、農業法人等に就職したい方向けの相談会で、茨城県内の多くの農業法人等が出展、就農に役立つ地域の農業に関する情報が集まっていました。茨城県で活躍する若手農業者による就農セミナーも行われ、就農までの流れ、現在の仕事など、来場者が気になる話をたくさんされていました。



会場内は、欲しい情報ごとに以下の4ブースを設置。

- 法人や農家で働きたい人向けの情報を発信する「求人ブース」
- 農業を学校で学びたい人向けの「学生募集ブース」
- 農業で独立するための「研修生」に興味があるかた向けの「研修生募集ブース」
- 地域の特色や支援体制を含め様々な相談ができる「地域の就農相談ブース」



地域の就農相談ブースには、水戸市も出展し農政課職員とともに矢崎推進委員、佐藤推進委員が参加しました。来場者の層も様々で、「農業経験者で独立を考えている」「農業経験は全くないが就農したい」などの幅広い相談が寄せられました。

矢崎推進委員、佐藤推進委員ともに農地利用最適化推進委員としての視点と農家としての視点の両方から来場者にアドバイスをを行いました。

新農業人フェア in いばらきは、水戸会場とつくば会場で年に2回開催されています。次回の開催についての詳細は、茨城県の就農に関する情報を集めた「茨城県新規就農相談センターポータルサイト 茨城就農コンシェル」でご確認ください。

農業委員会活動報告

7月～9月

7月

1日(火)

農業者年金加入推進特別研修会

4日(金)

第24回運営委員会

11日(金)

第25回総会

農地利用最適化推進協議会

15・18・25日

西部・中部・東部地区連絡会

19日(土)

新農業人フェア in いばらき

31日(木)

いばらき農業委員会女性協議会総会

8月

5日(火)

第25回運営委員会

12日(火)

第26回総会

農地利用最適化推進協議会

18・20・25日

西部・中部・東部地区連絡会

9月

5日(金)

第26回運営委員会

12日(金)

第27回総会

農地利用最適化推進協議会

16・19・25日

西部・中部・東部地区連絡会

委員のつぶやき

9月が終わっても厳しい残暑が和らぐ気配はなく、この信じられない暑さは一体いつまで続くのでしょうか。今年の夏は、最高気温が更新されたという話題ばかり。午前中から気温が35度を超え、猛暑日数が過去最多を更新したという報道には思わず目を疑いました。連日のように発表された「熱中症警戒アラート」も見慣れたものとなりました。以前はお盆前のひんやり冷たくなった風に秋の訪れを感じていたものです。年々秋が短くなっていくのを感じております。

この異常な暑さが私たちの日々の生活にだけではなく、「農作物」にも多大な影響を与えています。私の会社で栽培しているさつま芋も例外ではなく、暑さによる「立ち枯れ病」の被害をうけています。温暖化に対応するため、栽培方法を模索し続けなければなりません。

推進委員としての立場から、皆様の役に立てる活動を心がけていきますのでよろしくお願いいたします。

(推進委員 佐藤 力也)